

花巻市奨学生を募集します

市では、経済的な理由で就学が困難な人を支援するため、奨学金制度を設けています。
平成31年度の奨学生を次のとおり募集します。

1 花巻市奨学金貸与制度 (返還型)

対象
保護者の住所が市内にある人または市内の児童養護施設に入所している人

応募資格

世帯の1年間の認定所得金額が収入基準額以下であること
※認定所得金額などの算定方法は次ページのとおり

募集人数

○高校生など(高校生、高等専門学校・専修学校1〜3年生)：10人程度(選考)

○大学生など(大学生、短期大学生、大学院生、専門学校生、高等専門学校・専修学校4・5年生)：40人程度(選考)

❖採用者数が定員に達しない場合は月ごとに随時募集します

貸与額

【学資金(月額限度額)】
○高校生など：1万5千円
○大学生など：3万円
【入学一時金】
4月入学者のうち、希望者のみ学資金の初回交付時に10万円を上限とする額

利息 無利子

貸与期間
奨学生採用時、最短修業年限の終期
※4年制大学の場合は4年間、2年制短期大学の場合は2年間

返還期間
貸与終了後15年以内に全額返還
※年賦・半年賦・月賦のいずれかの方法で返還

申込受付期間
1月4日(金)〜2月28日(木)

申し込み方法

教育委員会学務管理課(石鳥谷総合支所2階)、本館市民登録課、大迫・東和総合支所市民生活係に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、教育委員会学務管理課へ持参
※申請には連帯保証人1人(保護者など)が必要です

2 はなまき夢応援奨学金制度 (返還免除型)

就学に向けた支援が必要な人を対象とした返還免除型の奨学金制度です。
※卒業後、市内に居住することが返還免除の条件となります

対象
保護者の住所が市内にある人

【10年間の返還期間とした場合】

返還期間中、全期間市内に居住した場合は、返還が全額免除。市内に6年間居住し市外に転出した場合は、市外に転出した時点から残りの期間分(4年)を返還していただきます

申込受付期間

1月4日(金)〜2月28日(木)

申し込み方法

教育委員会学務管理課(石鳥谷総合支所2階)、本館市民登録課、大迫・東和総合支所市民生活係に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、教育委員会学務管理課へ持参

*奨学金などの申請書や募集要項は市ホームページからダウンロードできます

【問い合わせ・申し込み】
教育委員会学務管理課 ☎45・1311 内線3336

—所得金額の算定—
▷給与所得の場合(2人以上の場合はそれぞれ算定)

収入金額	所得金額(万円未満切り捨て)
母 329万円以下	0円
330万円以上400万円以下	収入額 × 0.8 - 263万円
父 401万円以上878万円以下	収入額 × 0.7 - 223万円
879万円以上	収入額 - 486万円

▷給与所得以外の場合…確定申告書に記載した所得額

—特別控除額の算定—
▷母子・父子家庭…49万円
▷本人のほかに就学者がいる世帯…その就学者1人につき下記の金額

区分	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
小学校	9万円			
中学校	17万円			
高校	19万円	41万円	33万円	54万円
高等専門(1〜3年生)学校	28万円	50万円	54万円	76万円
(4・5年生、専攻科)	40万円	62万円	66万円	88万円
大学・短期大学	67万円	116万円	111万円	159万円
専修学校(高等課程)	7万円	18万円	29万円	39万円
(専門課程)	25万円	71万円	79万円	123万円

▷障がい者がいる世帯…障がい者1人につき99万円
▷本人を対象とする控除…上記「本人のほかに就学者がいる世帯」の控除額と同額
▷このほか、長期療養している人がいる世帯、主に家計を支えている人が別居している世帯、火災などの被害を受けた世帯も控除が受けられます

認定所得金額と収入基準額

花巻市奨学生制度は、収入が多い家庭でも、**収入基準額(①参照)以下の認定所得金額(②参照)**であれば申し込むことができます。以下に参考事例を掲載しますが、詳しくはお問い合わせください。

【例】4人家族(父・母・本人・妹)、世帯収入920万円(父800万円・母120万円)、本人が自宅から国立大学に進学、妹が公立中学校に通っている場合

①収入基準額の確認

世帯人員(本人を含む)および進学する学校区分に応じた以下の金額。8人目以降はお問い合わせください。

世帯人員	進学先		世帯人員	進学先	
	高校など	大学など		高校など	大学など
1人	129万円	160万円	5人	276万円	344万円
2人	206万円	254万円	6人	293万円	362万円
3人	238万円	295万円	7人	307万円	380万円
4人	257万円	320万円			

②認定所得金額の算定

収入額に応じた所得金額から特別控除額を控除

世帯員(収入額)	所得金額	特別控除額	認定所得金額
父(800万円)	337万円		337万円
母(120万円)	0万円		0万円
本人		67万円	△67万円
妹		17万円	△17万円
計(920万円)	337万円	84万円	253万円

③応募資格の判定

認定所得金額(253万円)が**収入基準額(320万円)**以下であるため、応募資格に該当